

白岡市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

委員の定数及び構成の見直し並びに任期の定めがない公募に応じた者の任期を定めることに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 委員の定数【第2条第1項関係】

委員の定数について、16名以内から12名以内に改める。

(2) 委員の構成【第2条第2項関係】

委員の構成について、第3号行政区長を削り、第4号公募に応じた者を第3号とする。

(3) 委員の任期【第3条関係】

委員の任期について、任期の定めがない公募に応じた者の任期を2年と定める。なお、(2)の改正に伴う号ずれにより、条文の修正はない。

3 施行期日

公布の日から施行する。